

かわらぶき技能検定試験の  
試験科目及びその範囲並びにその細目

令和2年2月

厚生労働省人材開発統括官

1. 1級かわらぶき技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ  
制定 昭和47年度 改正 平成18年度  
改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）
2. 2級かわらぶき技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ  
同 上
3. 3級かわらぶき技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・9ページ  
制定 平成10年度 改正 平成18年度  
改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）
4. 基礎級かわらぶき技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・13ページ  
制定 平成10年度 改正 平成18年度

1 1級かわらぶき技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

かわらぶきの職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 屋根</p> <p>かわらぶき屋根の形状、構造及び特徴</p> <p>かわらぶき屋根下地の工法及び特徴</p> <p>かわらぶき屋根以外の屋根の種類及び特徴</p> <p>2 施工法</p> <p>かわらぶきに使用する器具及び機械の種類、用途及び使用方法</p>	<p>かわらぶき屋根に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の屋根の形状、構造及び特徴</p> <p>イ 切妻屋根                      ロ 寄せむね屋根</p> <p>ハ 方形屋根                      ニ 入りもや屋根</p> <p>ホ 片流れ屋根                      ヘ そり屋根</p> <p>ト むくり屋根                      チ 腰折れ、そりむくり等の特殊な屋根</p> <p>(2) かわらぶき屋根の主要部分の名称</p> <p>(3) こう配の伸び率及び隅棟の伸び率</p> <p>次に掲げるかわらぶき屋根下地の工法及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 土居ぶき下地</p> <p>(2) アスファルトルーフィング下地及びアスファルトフェルト下地</p> <p>(3) 合成高分子系ルーフィングシートによる下地</p> <p>(4) 成型材による下地</p> <p>次に掲げる屋根の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) こけらぶき屋根                      (2) ひはだぶき屋根</p> <p>(3) 化粧スレートぶき屋根              (4) 天然スレートぶき屋根</p> <p>(5) 金属板ぶき屋根</p> <p>かわらぶきに使用する器具、カッタ、電気ドリル等の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p>





試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>6 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>かわらぶき作業</p> <p>かわらぶきの段取り</p> <p>かわらぶき</p> <p>かわらぶき屋根の補修</p> <p>屋根の見取り図及び現寸図の作成</p> <p>積算及び見積り</p>	<p>(1) 図面 (2) 図面の配置 (3) 文字</p> <p>(4) 尺度 (5) 線 (6) 角度及びこう配</p> <p>(7) 位置の表示</p> <p>2 屋根伏図並びに屋根の見取り図及び現寸図の作成について一般的な知識を有すること。</p> <p>1 かわらぶき工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) かわらぶき工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急処置及び退避</p> <p>(8) その他かわらぶき工事に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）関係法令（かわらぶき工事に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 かわらの選定ができること。</p> <p>2 図面に基づく寸法取りができること。</p> <p>3 現場寸法取りができること。</p> <p>4 かわらの割付けができること。</p> <p>1 かわら合せができること。</p> <p>2 かわらのふき上げ（緊結を含む。）ができること。</p> <p>3 かわらぶき用の土の練合せができること。</p> <p>かわらぶき屋根の点検及び補修ができること。</p> <p>屋根の見取り図及び現寸図の作成ができること。</p> <p>設計図、仕様書等により積算及び見積りができること。</p>

2 2級かわらぶき技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

かわらぶきの職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 屋根</p> <p>かわらぶき屋根の形状、構造及び特徴</p> <p>かわらぶき屋根下地の工法及び特徴</p> <p>かわらぶき屋根以外の屋根の種類及び特徴</p> <p>2 施工法</p> <p>かわらぶきに使用する器具及び機械の種類、用途及び使用方法</p>	<p>かわらぶき屋根に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 次の屋根の形状、構造及び特徴</p> <p>イ 切妻屋根                      ロ 寄せむね屋根</p> <p>ハ 方形屋根                      ニ 入りもや屋根</p> <p>ホ 片流れ屋根                      ヘ そり屋根</p> <p>ト むくり屋根                      チ 腰折れ、そりむくり等の特殊な屋根</p> <p>(2) かわらぶき屋根の主要部分の名称</p> <p>(3) こう配の伸び率及び隅棟の伸び率</p> <p>次に掲げるかわらぶき屋根下地の工法及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 土居ぶき下地</p> <p>(2) アスファルトルーフィング下地及びアスファルトフェルト下地</p> <p>(3) 合成高分子系ルーフィングシートによる下地</p> <p>(4) 成型材による下地</p> <p>次に掲げる屋根の種類及び特徴について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) こけらぶき屋根                      (2) ひはだぶき屋根</p> <p>(3) 化粧スレートぶき屋根                      (4) 天然スレートぶき屋根</p> <p>(5) 金属板ぶき屋根</p> <p>かわらぶきに使用する器具、カッタ、電気ドリル等の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p>





試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>3 材料</p> <p>かわらぶき用材料の種類、規格、性質及び用途</p> <p>関連工事用材料の種類及び用途</p> <p>4 建築概要</p> <p>建築構造の種類、構法及び特徴</p> <p>建築基準法関係法令のうち、かわらぶきに関する部分</p> <p>5 製図</p> <p>日本産業規格の建築製図通則</p>	<p>イ 軒先足場      ロ 屋根足場      ハ 棟足場</p> <p>ニ 登りさん橋      ホ 梯子等</p> <p>(2) かわら揚機</p> <p>(3) リフトの種類及び使用方法</p> <p>(4) クレーンの種類及び使用方法</p> <p>1 次に掲げるかわらぶき用材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) J形粘土がわら（和形がわら）</p> <p>(2) S形粘土がわら（洋形がわら）</p> <p>(3) F形粘土がわら（平板がわら）</p> <p>(4) プレスセメントがわら（厚形スレート）</p> <p>(5) 特殊がわら</p> <p>(6) かわら止め付け用材料</p> <p>(7) 緊結用材料</p> <p>(8) かわらぶき用土、しっくい等</p> <p>2 かわらぶき用材料に関する日本産業規格について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げるかわらぶきの関連工事に使用する材料の種類及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木材                      (2) 金属板                      (3) 天窓ガラス</p> <p>建築構造に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 木造の構法及び特徴</p> <p>(2) 次の構造の特徴</p> <p>イ 鉄骨造                      ロ 鉄筋コンクリート造</p> <p>ハ プレハブ造                      ニ 組積造</p> <p>建築基準法、同施行令に関し、次に掲げる規定について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 不燃材料に関する規定</p> <p>(2) 屋根ふき材及び屋根ふき材等の緊結に関する規定</p> <p>(3) 工事現場の危害防止に関する規定</p> <p>1 日本産業規格の建築製図通則に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>6 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験</p> <p>かわらぶき作業</p> <p>かわらぶきの段取り</p> <p>かわらぶき</p> <p>かわらぶき屋根の補修</p>	<p>(1) 図面 (2) 図面の配置 (3) 文字</p> <p>(4) 尺度 (5) 線 (6) 角度及びこう配</p> <p>(7) 位置の表示</p> <p>2 屋根伏図並びに屋根の見取り図及び現寸図の作成について概略の知識を有すること。</p> <p>1 かわらぶき工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物質抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) かわらぶき工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急処置及び退避</p> <p>(8) その他かわらぶき工事に関する安全又は衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（かわらぶき工事に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 かわらの選定ができること。</p> <p>2 図面に基づく寸法取りができること。</p> <p>3 現場寸法取りができること。</p> <p>4 かわらの割付けができること。</p> <p>1 かわら合せができること（一文字、刻み袖<sup>そで</sup>及び特殊がわらを除く。）。</p> <p>2 かわらのふき上げ（緊結を含む。）ができること（本ぶき及び特殊がわらによる工法を除く。）。</p> <p>3 かわらぶき用の土の練合せができること。</p> <p>かわらぶき屋根の点検及び補修ができること。</p>





試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>関連工事用材料の種類及び用途</p> <p>4 建築概要 建築構造の種類</p> <p>5 製図 日本産業規格の建築製図通則</p> <p>6 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>実 技 試 験 かわらぶき作業 かわらぶきの段取り</p>	<p>(3) F形粘土がわら（平板がわら） (4) プレスセメントがわら（厚形スレート） (5) かわら止め付け用材料 (6) 緊結用材料 (7) かわらぶき用土、しっくい等</p> <p>次に掲げるかわらぶきの関連工事に使用する材料の種類及び用途について概略の知識を有すること。 (1) 木材                      (2) 金属板                      (3) 天窓ガラス</p> <p>建築構造の種類に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 木造                              (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造      (4) プレハブ造</p> <p>日本産業規格の建築製図通則について概略の知識を有すること。</p> <p>1 かわらぶき工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) かわらぶき工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急処置及び退避 (8) その他かわらぶき工事に関する安全及び衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（かわらぶき工事に関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>1 かわらの選定ができること。 2 現場寸法取りができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>かわらぶき</p> <p>かわらぶき屋根の補修</p>	<p>3 かわらの割付けができること。</p> <p>1 かわら合せができること（一文字、刻み袖<sup>そで</sup>及び特殊がわらを除く。）。</p> <p>2 かわらのふき上げ（緊結を含む。）ができること（本ぶき及び特殊がわらによる工法を除く。）。</p> <p>3 かわらぶき用の土の練合せができること。</p> <p>かわらぶき屋根の補修ができること。</p>



試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 かわらぶき用材料の種類 かわらぶき用材料の種類</p> <p>関連工事用材料の種類</p> <p>3 安全衛生に関する基礎的な知識</p> <p>実 技 試 験 かわらの配置 かわらぶき作業 かわらぶき</p>	<p>次に掲げるかわらぶき用材料の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>(1) J形粘土がわら（和形がわら） (2) S形粘土がわら（洋形がわら） (3) F形粘土がわら（平板がわら） (4) かわらぶき用土、しっくい等</p> <p>かわらぶきの関連工事に使用する木材の種類について初歩的な知識を有すること。</p> <p>かわらぶき工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について基礎的な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 (2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱方法 (3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検 (5) かわらぶき工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 (6) 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持 (7) 事故時等における応急処置及び退避 (8) 安全衛生標識（立入禁止、安全通路、保護具着用、火気厳禁等） (9) 合図 (10) 服装</p> <p>1 次に掲げるかわらの合わせができること。 (1) さんがわら (2) 軒がわら</p> <p>2 かわらのふき上げ（緊結を含む。）ができること（本ぶき及び特殊がわらによる工法を除く。）。</p>